

# 村田町特定事業主行動計画

村田町長  
村田町議会議長  
村田町教育委員会  
村田町選挙管理委員会  
村田町代表監査委員  
村田町農業委員会

## I 総論

### 1 目的

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策（以下「支援対策」という。）を計画的かつ着実に推進するため、村田町特定事業主行動計画を策定し、公表することとする。

### 2 行動計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までとする。

### 3 行動計画の推進体制

- (1) 職員に対し支援対策に関する情報提供等を実施する。
- (2) 啓発資料の作成・配布の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- (3) 行動計画実施状況については、各年度ごとに、行動計画の対策の実施や計画の見直し等を図る。

## II 具体的な内容

### 1 職員の勤務環境に関するもの

#### (1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の視点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

(実施時期：平成22年度から)

② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(実施時期：平成22年度から)

③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、各課において業務分担の見直しを行う。

(実施時期：平成22年度から)

④ 妊娠中の職員にあっては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(実施時期：平成22年度から)

## (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

① 父親が子どもの出生時に休暇を取得しやすい環境づくりとして、職場の中で必要に応じた応援体制づくりに努める。

(実施時期：平成22年度から)

② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期：平成22年度から)

## (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

### ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

① 育児休業等に関する資料を各課に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

(実施時期：平成22年度から)

② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

(実施時期：平成22年度から)

③ 研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

(実施時期：平成22年度から)

### イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

○ 管理職は定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底し、職場の意識改革を行う。

(実施時期：平成22年度から)

### ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

○ 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報紙等の送付を行う。

(実施時期：平成22年度から)

#### エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

- 各課の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

(実施時期：平成22年度から)

#### (4) 時間外勤務の縮減

- ア 小学校就学始期に達するまでの子どもがいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

(実施時期：平成22年度から)

#### イ ノー残業デーの実施

- ① 週1回(水曜日)の定時退庁日を設定し、庁舎内放送等により職員に周知するとともに、管理職による定時退庁の率先垂範を行う。

(実施時期：平成22年度から)

- ③ 所属長による、所属職員の定時退庁の実施徹底を図る。

(実施時期：平成22年度から)

#### ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 職員に対して計画的な業務の遂行について周知徹底を図る。

(実施時期：平成22年度から)

- ② 計画的かつ合理的な業務進行の管理について、管理監督者から所属職員に対して指導を行う。

(実施時期：平成22年度から)

#### エ 時間外勤務縮減のための意識啓発等

- ① 各課の時間外勤務の状況を総務課で把握し、時間外勤務の多い部署については、管理職からヒアリングを行った上で、時間外勤務縮減に関する認識を図る。

(実施時期：平成22年度から)

- ② 時間外勤務の多い職員に対する健康面の助言指導を行う。

(実施時期：平成22年度から)

以上のような取組を通じて、時間外勤務(時間)を対前年比で10%の縮減を図る。

#### (5) 休暇の取得の促進

- ア 年次休暇の取得の促進

① 管理職は、部下の年次休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得を指導する。

(実施時期：平成22年度から)

② 各課ごとに総務課において取得状況の確認を行い、取得率の低い課の管理職からヒアリングを行い、取得についての注意喚起を行う。

(実施時期：平成22年度から)

#### イ 連続休暇等の取得の促進

① 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成22年度から)

② 国民の祝日や夏期休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

(実施時期：平成22年度から)

③ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

(実施時期：平成22年度から)

以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得率を向上させる。

#### ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進。

○ 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得しやすい職場環境を醸成する。

(実施時期：平成22年度から)

#### (6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

○ セクシュアルハラスメント防止のための情報提供や意識啓発を行う。

(実施時期：平成22年度から)

## 2 その他の支援対策に関する事項

### (1) 子ども、子育てに関する地域貢献活動

○ 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

(実施時期：平成22年度から)

### (2) 子どもを交通事故から守る活動の実施及び支援

○ 交通事故防止について、綱紀粛正通知による呼びかけを実施する。

(実施時期：平成22年度から)

(3) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

○職員に対し、子育てやしつけ等の家庭教育に関する講座・講演会等の実施や情報の提供を行う。

(実施時期：平成22年度から)